二　特定取引を行う者の居住地国（法第十条の五第七項第八号に規定する居住地国をいう。以下同じ。）の名称（その者が居住地国を有しない場合には、その旨）及びその者が当該居住地国（外国に限る。）において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三　特定取引を行う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と前号の居住地国とが異なる場合（居住地国を有しない場合を含む。）には、その事情の詳細

四　特定取引を行う者が特定組合員である場合にあつては、当該特定組合員の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

五　特定取引を行う者が特定法人（法第十条の五第七項第四号に規定する特定法人をいう。以下同じ。）である場合において、実質的支配者（同項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

六　前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が外国であるときは、当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

七　特定取引が令第六条の七第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八　特定取引を行う者が令第六条の十二第一項に規定する者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

九　その他参考となるべき事項

2　前項第二号、第五号及び第七号に掲げる事項（納税者番号に係る部分に限る。）については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等（法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

3　報告金融機関等の営業所等（法第十条の五第七項第二号に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の長は、特定取引を行う者から同条第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4　令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。）で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

二　イ又はロに掲げる書類及び法人確認書類

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

5　前項に規定する法人確認書類とは、内国法人の次に掲げるいずれかの書類をいう。

一　当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。）

二　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

6　令第六条の二第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項とする。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の三　令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（いずれも直近のものに限る。）とする。

一　特定取引に係る契約に係る第三項各号に掲げる書類

二　特定取引に係る契約の契約書その他これに類する書類

三　特定取引に係る契約に係る代理権（以下「代理権」という。）を証する書類

四　特定取引（令第六条の七第一号イ及びロに掲げるものを除く。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図（次項及び第十一項において「自動送金指図」という。）に関する書類

2　令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、個人既存特定取引契約者（同条第二十二項第二号に規定する個人既存特定取引契約者をいう。以下同じ。）の住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十二項各号に掲げる事項又は代理権とする。

3　令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十二項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第六条第一号ハに掲げる書類及び同条第四号に定める書類で同条第一号ハに準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等が当該書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

二　前号に掲げる書類がない場合には、個人既存低額特定取引契約者（平成十五年一月六日前に特定取引を行つた者に限る。）から取得した書類（その写しを含む。）であつて、記載されている住所若しくは居所が報告金融機関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者